

職長・安全衛生責任者 教育

労働安全衛生法第60条及び諸規則により、事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職長に就くこととなった職長、その他の作業中の労働者を直接指揮または監督する者に対し、「職長教育」が義務付けられています。

一方「安全衛生責任者」は建設業における通常50人以上の混在作業現場（元方事業者の労働者と関係請負人の労働者が同一の場所で作業する事）において、関係請負人側が選任する職であり混在作業場で義務付けられている統括安全管理の関係請負人側の責任者として、重要な責務を担っています。

建設業では、職長が安全衛生責任者に選任される事が多いため、厚生労働省は「職長教育」と「安全衛生責任者教育」を統合した「職長・安全衛生責任者教育」の実施を推進しています。

☆「職長等に対する安全衛生教育（職長教育）」を行わなければならない業種
建設業、製造業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業

記

実施日及び会場 【第1回】2019年 4月 18日(木)、19日(金) 田川市民会館 田川市大字伊田2550-1

※詳細は受講票でご案内致します。

受講料・テキスト代・受講区分（講習時間）

種別	講習時間	受講料	テキスト代	合計金額	講習条件
会員	14H	10,800円 (消費税8%含)	1,512円 (消費税8%含)	12,312円 (消費税8%含)	福岡県労働基準協会の会員 (田川労基協会以外でも可)
非会員	14H	12,960円 (消費税8%含)	1,512円 (消費税8%含)	14,472円 (消費税8%含)	

※2019年10月1日～消費税率が10%に移行した場合は、それに準じて税込み金額が変わります。

定員 30名（定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込み下さい）

申込方法 ・受講申込書に必要事項を記入・押印のうえ、①～③を添えてお申し込み下さい。

①証明写真1枚

（縦3.0cm×横2.4cm、申込前6ヶ月以内に撮影、上三分身、正面脱帽、無背景、裏面に氏名記入）

②本人確認書類の写し

（自動車運転免許証、住民票：交付後6ヶ月以内、在留カード等）

③受講料・テキスト代の合計金額

・申込書類及び受講料等は、下記期日までに提出して下さい。（お早めにお申し込み下さい）

【第1回】4月 2日（火）

※受講申込書は、「田川労働基準協会」のホームページからもダウンロードできます。

・申込書を郵送された場合の受講料及びテキスト代は「現金書留」又は「銀行振込」いずれかの方法でお願いします。

振込先（※振込手数料は、貴社にてご負担願います。）

福岡銀行 伊田支店 普通預金 No.1388244 一般社団法人 田川労働基準協会

注意事項 ・既納の受講料等は返金いたしません。当日受講できない時は受講者の変更をして下さい。
・遅刻、早退、欠席について受講は無効となります。次回への繰延べはできません。
・台風や積雪、強風等の安全確保が困難な状況や、受講希望者が定数に満たない場合は中止もしくは変更、延期する場合がございます。
・事務局へお出での際は、外出している事がありますので電話等でお確かめの上お出で下さい。

申込先 一般社団法人 田川労働基準協会

〒825-0013 田川市中央町4番10号

電話（0947）42-1658 FAX（0947）42-2752